

兵庫県警察職員寮規程

〔昭和37年8月1日〕
〔本部訓令第13号〕

兵庫県警察職員寮規程を次のように定める。

兵庫県警察職員寮規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）第10条第1項の規定に基づき、兵庫県警察の所管に属する警察職員寮（以下「寮」という。）の管理を適正かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「寮」とは、兵庫県有財産に属する建物又は県が借り受けた建物で、緊急警察事態発生の際これに即応して出動対処しうる警察力を常時保持しておくために、通常の勤務時間以外においても待機を要する警察職員（以下「職員」という。）の居住の用に供し、又は供するものと決定した建物及びその附属施設をいう。

第2章 管理

(管理責任者)

第3条 寮の管理は、次の各号に掲げる職にある者（以下「管理責任者」という。）がそれぞれ行うものとする。

- (1) 警察本部所属の寮 警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）
- (2) 警察署所属の寮 警察署長

(管理人)

第4条 管理責任者は、寮の管理を適正に行うため必要があると認めるときは、管理人（以下「寮長」という。）を選任するものとする。

2 寮長は、原則として寮内に居住し、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 生活指導及び相談に関すること。
- (2) 関係所属との連携に関すること。
- (3) 入退寮時の措置に関すること。
- (4) 規律の保持に関すること。
- (5) 自治会活動の助言指導に関すること。
- (6) 保健衛生の指導に関すること。
- (7) 寮内巡視に関すること。
- (8) 修繕の申請に関すること。
- (9) 共益費等の取扱いに関すること。
- (10) 寮母の指導監督に関すること。
- (11) 簿冊の整理に関すること。

3 寮長の勤務時間の割り振りは、別表に基づき、管理責任者が定める。

(寮母)

第4条の2 管理責任者は、寮の施設の適正な維持管理及び寮生の福利増進のため、必要があると認めるときは、寮母を置くものとする。

2 寮母は、寮において勤務し、次に掲げる用務を行うものとする。

- (1) 寮内外の清掃（寮室を除く。）
- (2) 病人の看護
- (3) 衣服の補修
- (4) 郵便物、クリーニングの受領配布
- (5) 電話、伝言の取次ぎ
- (6) 盗難、火災予防、戸締りの確認
- (7) 外来者の応接

(協議)

第4条の3 管理責任者は、前2条に定める寮長及び寮母の選任に当たっては、厚生課長と協議のうえ行うものとする。

第3章 入寮手続、使用料等

(入寮資格者)

第5条 寮に居住（以下「入寮」という。）することができる職員は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 独身又は単身の職員であって、緊急警察事態発生の際直ちに出勤して服務することを要する者
- (2) 前号の職員に準ずる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、特に入寮させる必要があると認められる者

(入寮の申込み)

第6条 入寮しようとする者は、管理責任者に警察職員寮入寮申込書（別記様式第1号）を提出し、その許可を受けなければならない。

(入寮許可)

第7条 管理責任者は、前条の規定による入寮申込書の提出があったときは、その寮の設置目的と入寮申込者の職務の内容を検討のうえ、入寮を許可するものとする。

2 管理責任者は、前項の規定により入寮を許可したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 入寮申込者にその旨を示達すること。
- (2) 警察職員寮入寮申込書の措置結果欄及び警察職員入寮者台帳（別記様式第2号）に所要事項を記入すること。

(使用料)

第8条 入寮者は、次の各号に掲げる額の寮使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

- (1) 独身者及び単身者 1人につき月額700円
- (2) 家族を同伴して入寮する者 公舎管理規則（昭和42年兵庫県規則第46号）第16条の規定に準じて算定した額

2 前項の使用料は、県の歳入とする。

(使用料の減免)

第9条 管理責任者は、入寮者が次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 寮長
- (2) 寮母
- (3) 寮の運営上その寮に住込勤務に必要とする雇よう人
(使用料の納付)

第10条 使用料は、それぞれの寮に掲示して通知する金額を、指定期日までに指定出納機関に納付しなければならない。

(入寮許可の取消し)

第11条 管理責任者は、入寮者が次の各号の一に該当する場合は、入寮許可を取り消すことができる。

- (1) 使用料を滞納したとき。
- (2) この規程又は寮生活についての指示事項に違反したとき。
- (3) 寮生活の秩序を乱したとき。
- (4) 職員でなくなったとき。
- (5) 転勤又は配置換えにより、その寮に居住する必要がなくなったと認められるとき。
- (6) 寮の管理又は警察目的上明渡しの必要を生じたとき。

2 入寮者は、前項の規定により入寮許可を取り消されたときは、退寮しなければならない。

(退寮手続)

第12条 入寮者は、前条の規定により、又はその他の理由によって退寮しようとするときは、管理責任者に退寮届（別記様式第3号）を提出し、10日以内に退寮しなければならない。ただし、やむを得ない事情により期限内に退寮することができない場合は、管理責任者の許可を得てその期限を延期することができる。

第4章 入寮者の義務

(使用料以外の費用負担)

第13条 入寮者は、使用料のほか、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 寮内外の清掃及び汚物の処理費用
- (2) 水道料、電燈料、電力料及びガス料金
- (3) 障子、ふすま等の張替え及びガラスのはめ替えに要する費用
- (4) 寮及びその附属施設並びに備品のき損又は滅失（盗難を含む。）に伴う復旧費用。
ただし、その原因が入寮者の責めに帰すべきものと認められるものに限る。
- (5) 入寮者の給食を行う寮においては、その給食に要する費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、寮生活上必要な経費で、入寮者が共同で負担すべき性質の費用

(注意義務)

第14条 入寮者は、寮及びその附属施設並びに備品について常に善良な管理者としての注意を払い、正常な状態において居住しなければならない。

(禁止事項)

第15条 入寮者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寮の施設を改、変造すること。
- (2) 寮室を転貸し又は居住権を譲渡すること。
- (3) 許可を受けないで同居人を置くこと。
- (4) 他の入寮者の迷惑となることをすること。
- (5) 衛生上有害又は有害なおそれのあることをすること。

第5章 報告

(報告)

第16条 管理責任者は、その管理に係る寮の毎年4月1日現在における入寮状況を警察職員寮入寮状況報告書（別記様式第4号）により4月10日までに警察本部長（警務部厚生課経由）に報告しなければならない。

第6章 補則

(補則)

第17条 管理責任者は、この規程を実施するため必要な事項について内規を定めることができる。

附 則

この規程は、昭和37年8月1日から施行し、昭和37年6月1日から適用する。ただし、警察本部厚生課所属の旭寮については、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年3月31日本部訓令第23号）

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年9月20日本部訓令第27号）

この訓令は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年9月20日本部訓令第29号）

この訓令は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月30日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月20日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和62年6月20日から施行する。

附 則（平成7年7月6日本部訓令第13号）

この訓令は、平成7年7月6日から施行する。

附 則（平成21年3月31日本部訓令第9号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。